

多摩市ふるさと納税を活用した 資金調達支援事業補助金

地域の産業振興や地域課題の解決に取り組む
事業者の新たな挑戦を支援します！

この補助金はクラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用した補助金です。

申請者は多摩市を寄附の受け入れ先として補助対象事業に対する寄附を募り、集めた寄附金から掛かった経費等を差し引いた額を補助金として受け取ることが出来ます。

補助金交付までのステップ

予算額に到達次第受付終了します

| | |
|------------|--|
| 1. 事前面談 | 市の担当者及び創業・経営支援事業推進員による面談です。事業内容の確認、手続きのご案内等をさせていただきます。 |
| 2. 申請書類の提出 | 必要な書類（裏面参照）を提出します。 |
| 3. 寄附金募集 | ふるさと納税ポータルサイトにて寄附金の募集を開始します。 |
| 4. 事業実績報告 | 補助対象事業の実施報告書を提出します。 |
| 5. 補助金の交付 | 補助金額確定、請求手続き後に補助金を交付します。概ね請求手続き後2週間以内が目安となります。 |

補助額

補助額＝寄附金額－手数料（ポータルサイト等に支払う費用等）

なお、市が規定する事業については最低保証額※があります。

| | |
|---------------------|--|
| 1. 創業 | ※最低保証あり 市が規定する事業（左記1～4事業）かつ補助対象事業が期限を設けて実施する事業でないものについては集まった寄附金額が寄附目標額の3割に満たない場合、不足分を市が補助します。 最低保証＝寄附目標額の3割 |
| 2. 新市場進出 | |
| 3. 事業転換 | |
| 4. 業種転換 | |
| 5. その他 （イベント出店等） | 最低保証なし |

対象事業者

次の要件を全て満たすもの

- ① クラウドファンディング開始前の時点において、市内に住所を有する個人事業主又は事業所を有する法人
- ② 市町村税を滞納していない
- ③ 暴力団又は暴力団関係者でない
- ④ 宗教上の組織又は団体でない
- ⑤ 政治団体でない
- ⑥ 風営法第2条第4項から第13項に掲げる営業を行なうものでない
- ⑦ 同一年度にこの補助金の交付を受けていない
- ⑧ 補助金の目的に照らして交付が適当でないと市長が認める者でない

対象事業

- 多摩市の産業振興及び地域課題の解決に資する事業
- クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して支援する事業として社会通念上適当であると市長が認める事業

対象経費

対象事業の実施に必要な経費の内、交付決定日から、その日の属する年度の3月末日までに支払われるもので、次の経費を除く。

- ① 対象事業の実施に直接関わらない経常的な運営費
- ② 対象事業の実施に直接関わらない飲食費
- ③ 領収書がない等、支出の根拠が確認できない経費
- ④ 国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けている経費
- ⑤ 消費税その他の租税公課（印紙税、自動車税、各種登録税等）

申請時に必要な書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 誓約書兼同意書（様式4）
- ⑤ 定款及び履歴事項全部証明書の写し

※直近3か月以内のもの。法人又は団体のみ必要

- ⑥ 直近1か年の決算書（個人事業主は確定申告書）の写し

※創業間もない個人事業主で、決算書確定申告書の写しが提出できない者は、開業届の写し

- ⑦ 市町村税に滞納がないことを証明する書類

※申請時点で市外在住の個人事業主又は創業しようとする者のみ必要

- ⑧ 概算払を必要とする理由書

※概算払を受けようとする場合のみ必要

様式は市公式WebページからDL！

📄 <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyousha/1012227/1012232/1014763.html>



注意点

- ・ 寄附開始後については、必ず事業を実施していただきます。
- ・ 本補助金は寄附額に応じて交付額が変動します。申請金額の全額が補助されるとは限りませんので、当初の予定よりも多くの自己資金を投入して事業を行っていただく可能性があります。

多摩市役所 市民経済部 経済観光課 商工観光担当 1

問合せ及び申請先

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1 第二庁舎 2階

電話：042-338-6867 Mail：tm155000@city.tama.tokyo.jp